

**〈重要〉令和4年度補正予算・令和5年度当初予算充電インフラ整備事業  
「急速充電器」における交付申請の受付終了日のお知らせ**

既に、交付申請の受付を終了しております、令和4年度補正予算および令和5年度当初予算で実施している充電インフラ整備事業「急速充電器」の交付申請の受付終了日につきまして、お知らせいたします。

充電インフラ整備事業「急速充電器」は、7月8日（土）に予算額を超えたことを確認しました。

つきましては、業務実施規則（充電設備）第13条に基づき交付申請の期間を短縮し、7月7日（金）中にセンターに到着した申請をもって交付申請の受付を終了いたします。

よって、令和5年7月8日（土）以降にセンターへ到着した申請は無効となりますのでご了承ください。

なお、交付申請の到着等に関してお電話にてお問い合わせいただきましても、回答することができません。ご理解のほどお願いいたします。

受付不可となった交付申請は、オンライン申請システムにて順次通知をいたします。しばらくお待ちください。

予備分の扱いについては、限られた予算でより効果的に充電器の整備を進めていく観点から、現在、執行の時期・方法を検討しているところです。

内容が決まりましたら、本ホームページで速やかに公表いたします。

<参考>

業務実施細則第13条第3項

交付申請の受付期間内に交付申請の額の累計が予算額を超えた場合は、申請日により先着順位を設定し、予算額を超えた時点で交付申請の受付を終了する。なお、交付申請の申請日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。

以上